



リーガル コンパス

弁護士法人神戸シティ法律事務所
弁護士 二宮 淳次
(兵庫県弁護士会所属)



第165回 法定養育費制度の新設

1 会社の総務担当の方から、「従業員が離婚した後に元配偶者から養育費を回収するために給料を差し押さえられたようです」と相談を受けることがあります。この点に関して令和6年5月の民法改正により法定養育費制度が新設され、令和8年5月までに施行されることとなっています。この改正が施行されることで養育費の差押えの頻度が高まる可能性があります。

2 現行の制度下における養育費の回収

養育費とは、子どもの生活及び教育のために必要な費用をいいます。現行の制度下において離婚する場合に最低限決めなければならないことは、「離婚」することと、「子どもの親権者」を両親のどちらにするかということであり、養育費については必ずしも定める必要はありません。

離婚した相手方が適切な金額の養育費を自発的に支払ってくれればよいのですが、離婚に際して養育費の取り決めをしておかなかったために、離婚の相手方が養育費を一切支払わない事例や低額しか支払わない事例も多く存在します。

このような場合に強制執行して給料等を差し押えるためには、養育費の取り決めを公正証書により行っておくこと、養育費について調停をすること、養育費についての審判を得ること、養育費についての判決を得ることが必要となります。しかし、このような手続き

が煩雑であると考えて養育費の請求を断念される方も多く存在します。

3 新設される法定養育費制度

新設される法定養育費制度は、子どもが最低限の生活を維持するために必要な金額を法定養育費として定めた上で一般の先取特権を認めるものです。

これによって、養育費についての公正証書、調停調書、審判書または判決書がなくとも、一般先取特権の存在を証する書面（離婚した事実と未成年の子どもの親権者であることが分かる戸籍等と考えられます）を添付して債権差押申立書を裁判所へ提出することにより簡易な手続きで、離婚した相手方の給料を差し押さえて養育費を回収することが可能となります。

法定養育費は、両親の収入に応じたものではなく、一律の金額とすることが予定されており、施行までの間に金額の算定方法が定められることとなります。

4 法定養育費制度施行後の影響

法定養育費制度が施行されると、最低限の養育費については容易な方法で回収することが可能となり、債権差押命令の申立てに関する自治体による支援も拡充する可能性があります。このため、離婚した方の勤務先においては、給料が差し押えられる機会が増えることが予想されますので、手続きについて理解しておく必要があります。